

工事等の入札に係る疑義申立て制度について

入札の透明性及び公平性を確保するため、平成30年4月1日以降に公告する工事について、入札後に疑義の申立てができる制度を実施します。制度の詳細は、次のとおりです。

1 落札保留について

開札後、疑義申立てにより、落札者が変わる場合がありますので、開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立期間中は落札決定を保留します。

2 対象案件

管財契約検査課が条件付き一般競争入札で発注する工事とします。ただし、不調又は中止となった案件は対象となりません。

3 入札額について

開札後、かながわ電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）の保留通知書に、「落札候補者価格」等を明示しますのでご確認ください。

4 金入り設計書の閲覧

(1) 閲覧ができる者

当該入札案件について入札書を提出した者（以下「入札参加者」という。）
辞退者、入札書が不着であった者は除く。

(2) 閲覧の方法

入札参加者であることを社員証等により証明したうえで、「閲覧申込書（第1号様式）」を提出してください。

・閲覧ができる金入り設計書の範囲

土木系工事：本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書

建築系工事：種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書

・申請先：管財契約検査課

(3) 閲覧期間

落札保留通知書の発行後から開札日の翌日（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始を除く。）の午後4時までとします。

開札日：落札保留通知書の発行後から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

開札日の翌日：午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

5 疑義申立てについて

(1) 疑義申立ての対象

金入り設計書を確認しなければ判明しない事項とします。

疑義申立てとして取扱わないものは、次のとおりです。

- ・疑義申立ての対象となる工事等が特定できないもの
- ・積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- ・開札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- ・開札前の質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- ・その他当該入札に関係がないもの

(2) 疑義申立てができる者

当該入札案件の入札参加者で、金入り設計書の閲覧をした者のみとします。辞退者、入札書が不着であった者は除く。

(3) 疑義申立て方法

入札参加者であることを社員証等により証明したうえで、「疑義申立書」（第2号様式）及び「工事費内訳書」を提出して下さい。

①申請先：管財契約検査課

②提出する工事費内訳書について

市が配布した単価抜き設計書に入札金額の内訳を記入したもの又は市の設計書と同一内容のものを提出してください。

表紙に住所、商号又は名称、代表者職氏名及び代表者印を必ず明示してください。

提出する工事費内訳書の範囲

土木系工事：本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書

建築系工事：種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書

(4) 疑義申立ての期間

落札保留通知書の発行後から開札日の翌日（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始を除く。）の午後4時までとします。

開札日：落札保留通知書の発行後から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

開札日の翌日：午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

6 疑義申立期間終了後の落札決定について

疑義申立てがない場合は、疑義申立期間終了後、事後審査を行い落札決定をします。

疑義申立てがあった場合、しばらく調査期間を要しますので、入札参加者全員に「疑義申立内容調査のため」とする保留通知書を電子入札システムにより発行します。この通知から次に当該案件に対する落札者決定通知書又は入札無効による不調通知書が電子入札システムにより発行されるまでの間を疑義申立内容調査期間とします。

7 疑義申立てへの対応について

疑義申立者に対しては、回答書を交付します。

次に示す(1)(2)に基づき電子入札システムにより落札者決定通知書又は入札無効による不調通知書を発行します。

(1) 誤りが確認できなかった場合

調査の結果、誤りが確認できなかった場合は、落札決定をします。

(2) 誤りが判明した場合

調査の結果、誤りがあることが判明した場合は、次により入札の有効・無効を決定します。

ア 落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とします。

イ 落札候補者である者に変更が生じない場合は入札を有効とします。入札を有効とする場合、誤り部分は補正します。ただし、落札候補者が契約を望まない場合は入札を無効とします。

なお、誤りの内容が重大で入札の公正性を損ねているときは、入札を無効とします。

ウ 誤りが判明した場合は、入札参加者全てに誤りの内容及び入札の効力を連絡します。

8 再度公告入札の執行について

(1) 設計の見直しについて

無効とした入札の再度公告入札の執行にあつては、原則設計を見直します。

(2) 入札執行の方法について

無効とした入札の再度公告入札は、原則として「無効とした入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること」を入札参加資格要件とする条件付一般競争入札とします。なお、この場合の見積期間は、建設業法で認められた範囲で短縮することがあります。

9 その他

(1) 疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応によるのでは公正妥当な事後処理とならない場合には、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応するものとします。

(2) 入札の公告の記載誤り等の事由で入札の公平性が著しく損なわれると認める場合についても、原則として同様の対応とします。

工事等の入札に係る疑義申立て制度の手続きフロー

